

岩手県告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成22年2月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 路線名 284号
- 2 供用開始の区間 一関市千厩町清田字境11番2地先から266番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成22年3月10日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部千厩土木センター
  - (2) 期間 平成22年2月23日から同年3月23日まで